

様式 9 号

器具給水負荷単位表

専用住宅

申請者名

器 具 名	給水栓等	口径 (mm)	器具負 荷単位	並列 水栓数	単独 水栓数	合 計		備考
						水栓数	負荷単位数	
大便器	タンク式・併用洗浄	13	1					特記3
〃	専用洗浄弁式	13	1					
簡易水洗大便器	タンク式	13	0.5					
小便器	洗浄弁式	13	1.5					
〃	小便水栓	13	0.5					
洗面器	給水栓、混合水栓、シャワー	13	1					特記4
手洗器	給水栓、混合水栓	13	0.5					
台所流し	給水栓、混合水栓	13	2					
洗濯流し	給水栓、混合水栓	13	2					
掃除流し	給水栓、混合水栓	13	2					特記5
浴槽流し	給水栓、混合水栓	13	2					特記6
浴槽洗い場流し	給水栓、混合水栓、シャワー	13	1					
シャワー	シャワー	13	1					
湯沸器	貯湯式	13	0.5					特記7
〃	貯湯式	20	1					
〃	瞬間式（16号以下）	13	0.5					
〃	瞬間式（17号以上）	20	1					
太陽熱温水器	ボールタップ	13	0.5					
散水栓・水栓柱	給水栓	13	1.5					特記2, 8
食器洗浄機		13	0.5					特記9
浄水器		13	0.2					
ゲートバルブ	ゲートバルブ（栓なし）	13	1					
〃	ゲートバルブ（栓なし）	20	3					
合 計								
指定工事業者名								

特記1：専用住宅とは専ら生活の用に供するもの（一般住宅、集合住宅、家庭菜園等）、その他とは主に多数の人が使用するもの（事務所、店舗、学校等）

2：同一器具を並列設置する場合は、二個目から1/2加算とする。ただし、散水栓（水栓柱）は、並列計算を行わない。

3：併用洗浄とは、タンク水と水道直結水の併用による洗浄方法を示す。

4：洗面器とは、排水栓があり器に水が溜めれるもの。手洗器とは、排水栓がなく器に水が溜めれないもの。

5：床洗い用水栓は、掃除流しとする。ただし、屋外を除く。

6：浴槽流しとは、カランで浴槽に湯張りできるもの。洗い場流しとは、カランで浴槽に湯張りできないもの。

7：給湯配管がすべて混合水栓に接続されている場合は、加算しない。ただし、給湯器のみを経由した混合水栓（水も給湯器経由）の場合は、加算する。

8：3栓までは1栓とみなす。

9：給湯配管によるものは、計上しない。（栓数、点数共）

10：上記以外の器具及び器具負荷単位が決められていない項目は、別途協議すること。